

(仮称)一括交付金における3割を超える残余金の取扱いについて

第4回地区代表者会議において、一括交付金における3割を超える残余金(剰余金)については、市へ返還する必要がないのではないかとの意見が出たことを受けて、市としての考え方を整理するもの。

1 3割を超える残余金の取扱いに関する考え方

基本的に税金を財源とし、住民自治推進のための交付金として交付する観点から、交付金が使われないうまま残余金として蓄積していける制度は好ましくない。

そのため、特定の事業について計画を定めた上で、複数年度にわたる積立も可能にするとともに、3割を超える残余金に関する取扱いも制度上は規定する必要がある。

一方、制度の運用上、厳密に3割を適用させる必要がないことにも配慮する必要がある。

2 3割を超える残余金の取扱い(案)

(1) 変更前

「繰越金は当年度交付金交付額の3割以内とし、これを超える剰余金は市へ返還する。」

(2) 変更後

「繰越金は当年度交付金交付額の概ね3割以内とし、これを超える剰余金は原則として市へ返還する。」